

- ( 答申第 9 5 号 )
- ( 答申第 9 6 号 )
- ( 答申第 9 7 号 )

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

岐阜県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った 3 件の公文書部分公開決定は、妥当である。

### 第 2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成22年11月16日付けで、実施機関に対し、次の3件の内容の公開請求を行った。

- (1) 審査申請書（岐阜県が保有する文書で、平成 22 年 11 月 5 日に、名古屋高等裁判所平成 22 年（ネ）第 678 号事件（以下「第 678 号事件」という。）の法廷に証拠として提出した乙第 3 号証）（以下「請求 1」という。）
- (2) 再審査申請書（岐阜県が保有する文書で、平成 22 年 11 月 5 日に、第 678 号事件の法廷に証拠として提出した乙第 5 号証）（以下「請求 2」という。）
- (3) 被留置者金品出納簿（岐阜県が保有する文書で、平成 22 年 11 月 5 日に、第 678 号事件の法廷に証拠として提出した乙第 7 号証ないし乙第 12 号証の 6 枚）（以下「請求 3」という。）

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、請求 1 に対し第678号事件に係る乙第 3 号証である審査申請書を、請求 2 に対し同事件に係る乙第 5 号証である再審査申請書を、及び請求 3 に対し同事件に係る乙第 7 号証ないし乙第12号証である被留置者金品出納簿を、それぞれ特定し、平成22年12月 6 日付け監第270号、監第271号及び監第272号で公文書部分公開決定（以下、監第270号の決定を「本件処分 1」、監第271号の決定を「本件処分 2」、及び監第272号の決定を「本件処分 3」という。）を行い、審査請求人に通知した。

実施機関は、本件処分 1 ないし 3 において、次の部分が条例第 6 条第 1 号に該当するとして非公開とした（以下、これらの部分を「本件非公開部分」という。）。

- 本件処分 1 審査（の）申請人の氏名、指印及び年齢並びに留置収容施設名
- 本件処分 2 再審査（の）申請人の氏名、指印及び年齢並びに留置収容施設名
- 本件処分 3 被留置者の氏名、指印及び留置番号

#### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分 1 を不服として平成23年 1 月18日付けで、本件処分 2 を不服として平成23年 1 月25日付けで、及び本件処分 3 を不服として平成23年 2 月 3 日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第 5 条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である岐阜県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、それぞれ審査請求を行った。

### 第 3 審査請求の併合

審査請求人は3件の審査請求を提起しているが、いずれも、同種の文書を対象とした請求について実施機関が行った公文書部分公開決定に対し、同様の理由でなされた審査請求であることから、審査会ではこれら3件の審査請求を併合して審理した。

#### 第4 審査請求人の主張

##### 1 審査請求の趣旨

本件処分1ないし3を取り消すとの裁決を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。本件対象公文書は、実施機関が第678号事件に提出したため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第91条の「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」規定により、何人でも本件非公開部分は閲覧できるようになったので、本件対象公文書は条例第6条第1号ただし書イの「法令及び条例の定めるところにより、又は慣行として公にされた情報」である。

誰でも閲覧できるのであるから、個人の権利利益を害することはあり得ないので、本件処分は取り消されるべきである。

#### 第5 諮問庁の主張

諮問庁が公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、いずれも実施機関が名古屋高等裁判所に提出した第678号事件に係る証拠の写しである。請求1及び2に係る対象公文書は、特定留置施設に収容されていた特定個人が、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第229条第1項に基づく審査の申請及び同法第230条第1項に基づく再審査の申請をした際の申請書であり、請求3に係る対象公文書は、特定個人が特定留置施設に収容されていた際の被留置者金品出納簿である。

##### 2 本件処分について

実施機関が本件処分1ないし3を行った理由は、おおむね次のとおりである。

本件非公開部分は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第6条第1号に該当する。

訴訟記録の閲覧制度や裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公開することが許されているものと解することはできない。

また、民事訴訟法においては、当事者及び利害関係人以外の第三者は、訴訟記録の閲覧し認められず、その謄写が認められていないのに、情報公開においては、その写しを交付できるとなると、プライバシーの伝搬性が高くなり又、プライバシー侵害の程度も大きくなることが予測できる。

このようなことを考慮すると、少なくとも個人に関する情報については、民事訴訟法第91

条第1項の規定が存在するとの一事をもって、条例第6条第1号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に当たるとは言えない。

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件公開請求の趣旨等について

審査請求人の3件の公開請求の趣旨は、実施機関が第678号事件の法廷に証拠として提出した乙第3号証である審査申請書、乙第5号証である再審査申請書及び乙第7号証ないし乙第12号証である6件の被留置者金品出納簿の公開を求めるものと認められる。

### 2 本件処分に係る具体的な判断について

#### (1) 条例第6条第1号ただし書イの趣旨について

条例第6条第1号は、本文において、非公開情報を「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

そして、本号ただし書イは、同号本文に規定する個人情報であっても、法令等の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、公開しても社会通念上個人のプライバシー等を侵害するおそれがないと認められる情報、又はおそれがあるとしても受忍限度の範囲にとどまるものと認められる情報であると考えられることから、公開しなければならないとする趣旨である。

#### (2) 本件非公開情報の条例第6条第1号ただし書イ該当性について

審査請求人は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定する民事訴訟法第91条第1項の規定を根拠に、本件対象公文書は、本号ただし書きイに該当すると主張する。

一方、諮問庁は、訴訟記録の閲覧制度や裁判の公開をもって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公開することが許されているものと解することはできず、また、情報公開制度で写しを交付した場合にはプライバシー侵害が拡大するおそれがあると主張する。

民事訴訟法第91条第1項に規定される訴訟記録の閲覧制度は、裁判公開の原則を踏まえて、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、裁判所書記官の具体的判断の下に実施されているものであるが、同条第2項（公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の制限）や同法第92条（秘密保護のための閲覧等の制限）に例外規定があることに加え、同法第91条第3項では訴訟記録の謄写を当事者及び利害関係人に限定している。

また、一般的に、法令等の定めるところにより閲覧に供されている情報について、閲覧制度等の対象となることを承知したうえで作成又は取得された文書と、訴訟記録のように、作成又は取得の時点では必ずしも公表を予定していなかったが、訴訟事件となったことにより事後的に閲覧の対象となった文書では、公開されることについての受忍の程度が異なると考えられる。

これらのことから、訴訟記録の閲覧制度については、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表し又は写しを交付することが許されているものと解することはできない。

本件対象公文書に記載されているのは、特定留置施設に収用されていた特定個人に関する情報であり、こういった情報は個人に関する情報の中でも最も秘匿性が高く、その保護の必要性の高い情報である。よって、本件非公開情報は、訴訟記録の閲覧制度があることを考慮しても、公開することによって個人のプライバシー等を侵害するおそれがあり、その程度は受忍限度を超えるものと認められるため、本号ただし書イに該当するものとして公開すべき情報であるとは認められない。

### 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第7 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成23年 1月27日	・平成23年 1月18日付け審査請求について諮問庁から諮問を受けた。
平成23年 2月 8日	・平成23年 1月25日付け審査請求について諮問庁から諮問を受けた。
平成23年 2月22日	・平成23年 2月 3日付け審査請求について諮問庁から諮問を受けた。
平成23年 3月25日	・諮問庁から公開決定等理由説明書を受領した。
平成23年 3月29日	・審査請求人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成23年 5月16日 (第97回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
平成23年 7月13日 (第99回審査会)	・諮問事案の審議を行った。 ・諮問庁から口頭意見陳述を受けた。
平成23年 8月29日 (第100回審査会)	・諮問事案の審議を行った。

### (参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	加藤 千鶴	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	三井 怜子	岐阜県商工会女性部連合会理事	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)